

## 第7 違法薬物使用に関する法律

### 1 法律による薬物の取締りと罰則

#### (1) 薬物に関する取締法一覧

日本では薬物乱用問題に関して次の5つの法律があります。

法律名	主な薬物
麻薬及び向精神薬取締法 (麻向法)	(麻薬) ヘロイン、モルヒネ、コカイン、LSD、MDMAなど (向精神薬) ニトラゼパム、トリアゾラムなどの精神安定剤、 鎮痛剤など
あへん法	あへん、けし
大麻取締法	大麻(乾燥大麻、大麻樹脂など)
覚せい剤取締法	覚せい剤(メタンフェタミン、アンフェタミンなど)
毒物及び劇物取締法	シンナー、トルエンなどの有機溶剤など

#### (2) 届出・通報義務

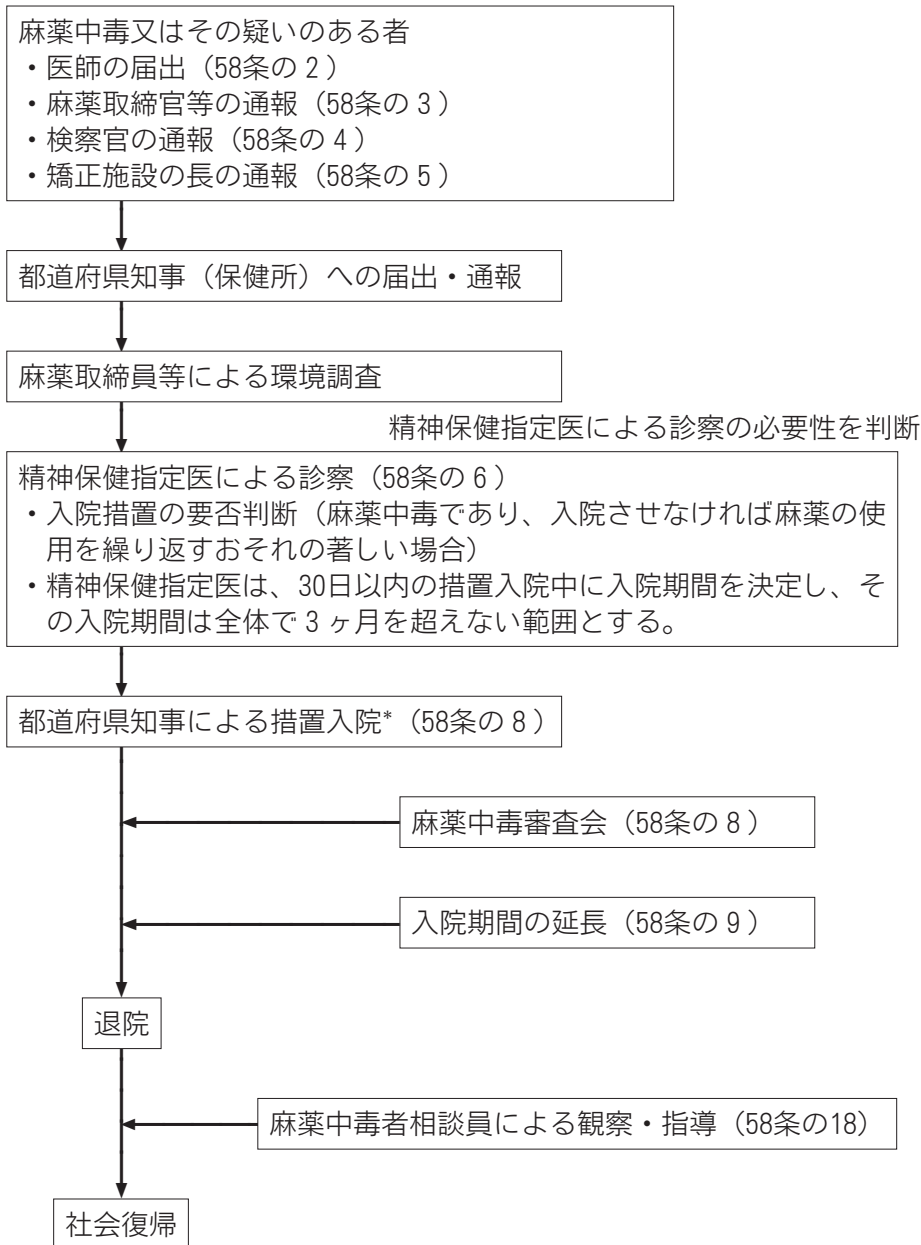
麻向法第58条の2では「医師の診察の結果受診者が麻薬中毒であると診断した時には、すみやかにその者の氏名、住所、年齢及び性別その他厚生労働省で定める事項をその者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない」と定めています。

- ※ 麻薬：ヘロイン、モルヒネ、コカイン、LSD、MDMAなどの麻向法に規制対象に加えあへん、大麻など、他法令の規制対象も含んでいます。
- ※ 麻薬中毒者：麻薬に対する精神的身体的欲求を生じこれらを抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する**精神的身体的依存の状態**をいい、必ずしも自覚的または他覚的な禁断症状が認められることを要するものではない(昭和41年厚生労働省薬務局長通達)
- ※ 診断：麻薬中毒者即ち依存者であることの確定診断を意味します。
- ※ 届出の本来の意味は依存者に対する医療的保護にあり、この報告によって警察への通報が行われることは原則としてありません。
- ※ 保健所への届出に際しては、本人に詳しい制度の説明を行い、できれば同意を得ることが望ましく、突然保健所等から連絡が入ることで治療関係が切れてしまわないような配慮が必要です。

#### (3) 届出・通報とその後の措置

届出・通報とその後の措置について第7-図1にまとめました。

麻薬及び向精神薬取締法における麻薬中毒者の医療・保護（第7-図1）



（松本俊彦著 薬物依存の理解と援助 から）

【参考】

全国における麻薬中毒者及び措置入院者 年次別状況（第7-表1）

年次	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
届出・通報	10	19(1)	19(1)	16(2)	17

（ ）内は、措置入院された者の内数である。

（麻薬・覚せい剤行政の概況2009年12月から）

(4) 覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法について

ア「覚せい剤取締法」

対象薬物：覚せい剤および覚せい剤原料

規制内容：指定された取扱者以外による輸入・輸出、製造、所持、譲渡・譲受、使用

※麻向法による医療・保護制度の対象とはなっておらず、届出通報の義務はありません。

イ「毒物及び劇物取締法」

対象薬物：トルエン、シンナー、接着剤、閉塞用又はシーリング用の充てん料（酢酸エチル、トルエン、またはメタノールを含むもの）

規制内容：摂取、吸入、またはこれらの目的で所持

1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金又はこれを併科

上記の情を知って販売、授与

2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又はこれを併科

## 2 薬物依存症者・中毒者の処遇について

(1) 執行猶予をつけることができる場合

執行猶予をつけることができる場合は、刑法第25条以下で規定されています。

ア これまで、禁錮・懲役の判決を受けたことがない場合。

イ 以前に執行猶予の付いた禁錮・懲役の判決を受けたことがあるけれども、その執行猶予を取り消されることなく、猶予期間を経過している場合

ウ 禁錮・懲役の実刑判決を受け、刑期が満了してから5年以内に禁錮・懲役の判決を受けていない場合。

(2) 再犯加重

懲役の実刑判決を受けた者が、刑期が満了した日から5年以内に再び犯罪を犯すと、その罪の法定刑が2倍になります。（刑法第56条以下）

(3) 仮釈放

本来ならばまだ矯正施設に入っているはずの者を、一定の約束を守るという条件で施設から早めに釈放することを仮釈放といいます。仮釈放は、社会に出てから一定の約束を守ることが条件なので、守れなければ施設に戻されます。仮釈放の期限はもともとの収容期間が終わるまで、その間は保護観察が続きます。

(4) 保護観察

保護観察とは、通常の世界生活を続けながら、再犯予防、自立更正の援助を目的として、保護観察官や保護司などの指導、監督を受けることをいいます。現在の保護観察は面接を通じて指導や援助を行うもので、監視が目的ではありません。

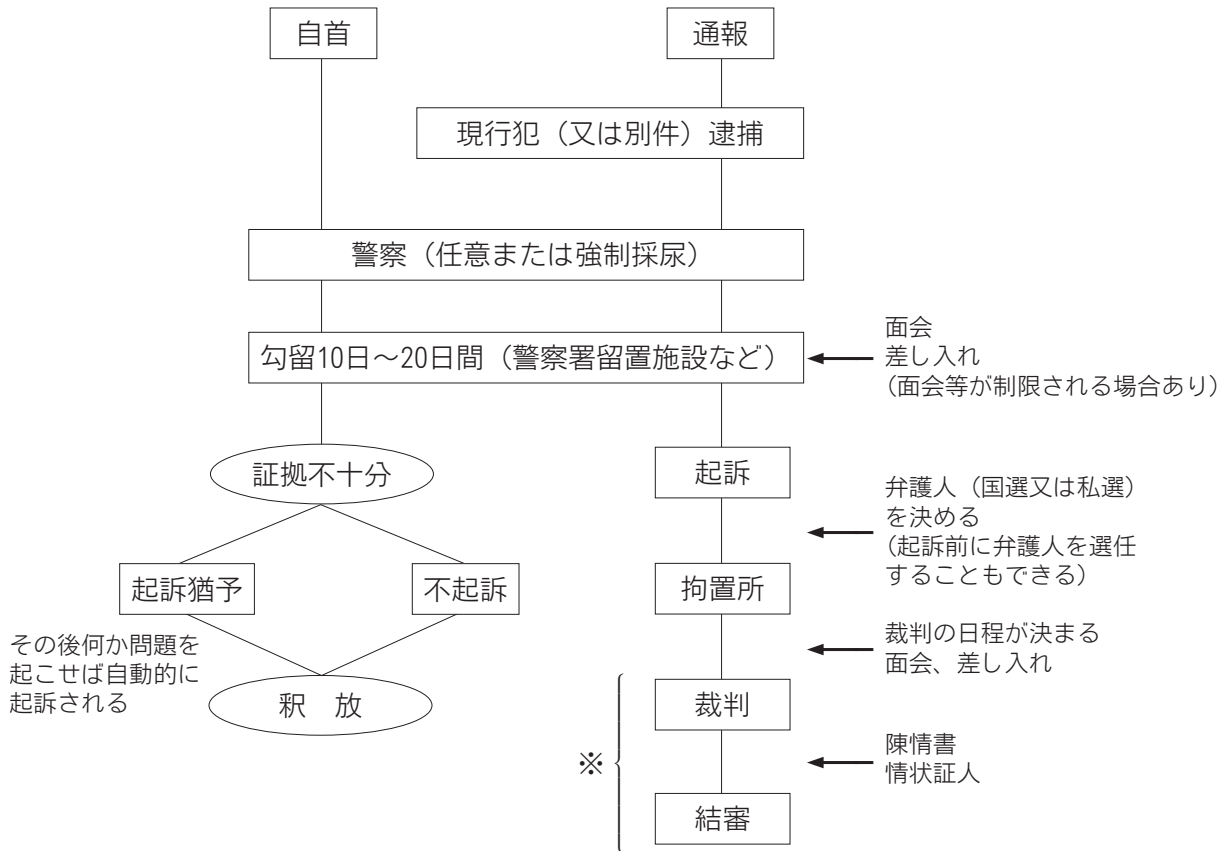
保護観察期間であれば、病院やリハビリ施設に入っている間でも保護観察中にあることには変わりありません。健康状態などのため無理な場合を除き、定期的に保護司の面接を受けることとなります。施設や病院の近くの保護司に担当を変えてもらうことも可能です。

### 3 刑事事件の手続きの主な流れ

(1) 本人が20歳以上であれば次のような流れになります。

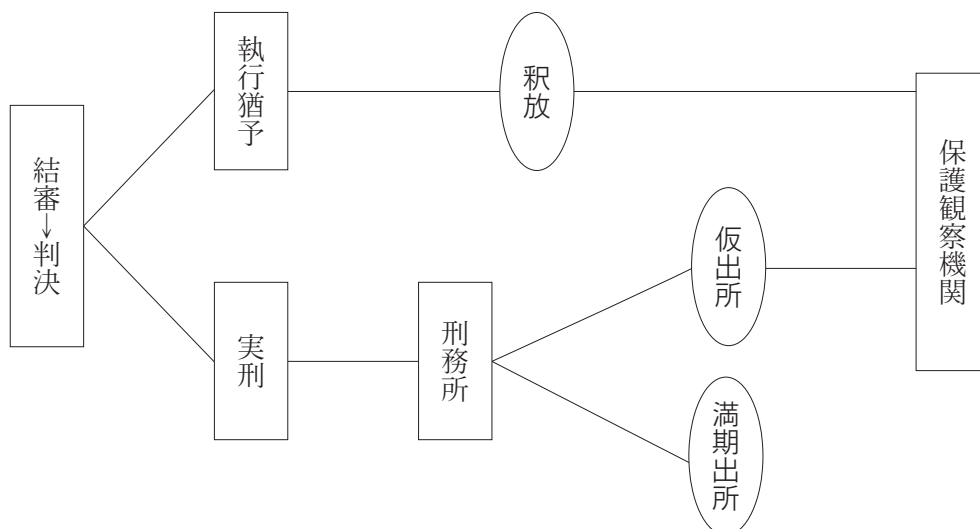
逮捕⇒拘留⇒起訴⇒(保釈)⇒公判⇒判決

#### 逮捕から裁判までの流れ (成人の場合) (第7-図2)



- ※
- ・ 弁護士、家族、カウンセラー、治療機関などの関係者間で十分なコミュニケーションをとり、方針を一致させておくことが必要
  - ・ 本人を治療へ動機づけ、本人自身が回復したいという意思を持っていることを確認

#### 裁判から出所までの流れ (第7-図3)



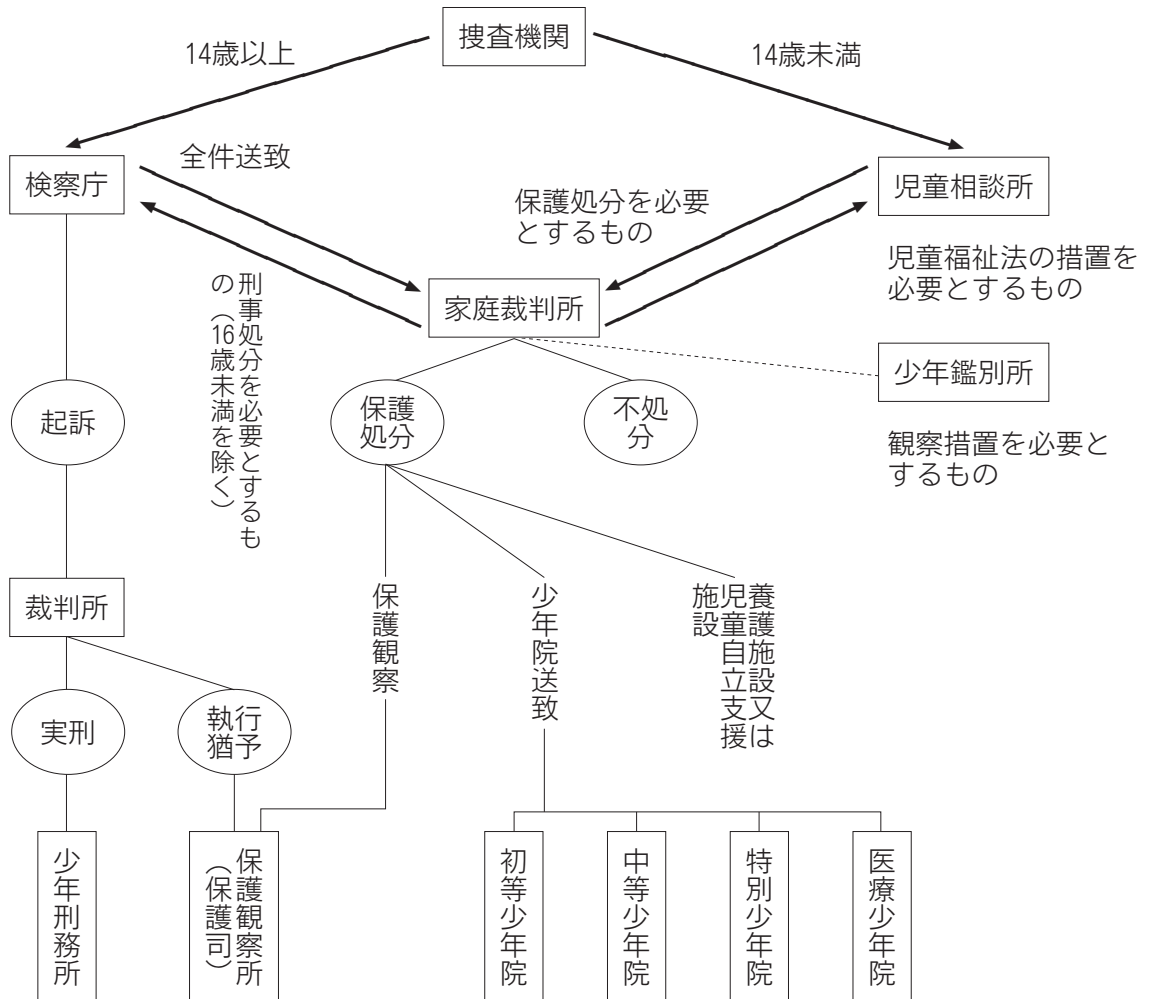
違法薬物使用に関する法律

(2) 本人が20歳未満の未成年であれば次のような流れになります。

逮捕⇒勾留⇒家裁送致⇒観察措置⇒審判・処分

【参考】 逮捕：48時間+24時間    勾留：10日+10日    観察措置：14日+14日

未成年の場合の処遇（第7-図4）



## コラム

## 【逮捕、勾留、服役】

依存性薬物の多くは使用自体が犯罪行為ですから、薬物依存症の人は逮捕されたり刑務所に入ることが多くなります。刑務所は治療機関ではありませんが、刑務所の中では薬物は使えませんし、刑務所に入れられることで、自分がやったことの社会的な責任について本人の自覚が深まることもあります。ご家族にとっては非常にショックなことでしょうが、このような意味で逮捕、勾留、服役にも利点がないとはいえません。

けれども、刑務所の中で薬物使用が止まり、「もうこりごりだ」と反省して、「もう二度と薬物なんか使わない」と心から誓ったとしても、それだけで依存症が治ったとはいえません。実際に、何年間も刑務所暮らしをした後、やっと出所したと思ったらまたすぐに薬物を使ってしまう人も少なくないのです。ご家族の方からみると理解しがたいことかもしれませんが、それが依存症という障害の恐ろしさでもあります。最近では、刑務所でも薬物に関する指導に力を入れるようになってきていますが、そもそも、刑務所とは刑罰を行うことを目的とする所です。ただし、逮捕や受刑を回復への大切な機会ととらえ、弁護士や関係者と連携をとりながら、その後の治療へと結びつけることは大切なことです。

『DRUG 薬物からの離脱を目指せ！！』

警察庁発行より引用

